

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の 法律案に対する修正案要綱

第一 国債整理基金特別会計関係

一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰入れを廃止すること。
(特別会計法第 42 条関係)

第二 外国為替資金特別会計関係

- 1 外国為替資金の運営について、取引相手先に金融商品取引業者等を加える等の改正を削ること。(特別会計法第 76 条関係)
- 2 外国為替資金特別会計において、剰余金の外国為替資金への組入れに当たっては、融通証券の償還金及び利子の額を勘案することを明記するとともに、外国為替資金に組み入れられた剰余金に相当する額については、優先的に融通証券の償還金及び利子の財源に充てなければならないこと。

(特別会計法第 80 条関係)

第三 東日本大震災復興特別会計関係

「復興事業」の範囲を、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第 2 条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち、東日本大震災の被災地域として政令で定める地域の復興若しくは再生又は東日本大震災の被災者として政令で定める者に対する支援を目的として行われる施策に係る事業に限定すること。
(特別会計法第 222 条第 2 項関係)

第四 その他

所要の規定を整理すること。